平成２２年（フ）第１８４２８号
東京都世田谷区野沢４丁目23―14―305
債務者　橘　　智子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４２９号
東京都練馬区羽沢１丁目８－８―302
債務者　生駒　光雄
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４３０号
千葉県千葉市花見川区千種町200―12　鈴木方、住民票上の住所千葉県茂原市下永吉688―１
債務者　中松　　直
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４３１号
東京都葛飾区東新小岩８丁目７―18―401
債務者　齋藤由紀子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４３７号
埼玉県さいたま市西区大字土屋557―１―103
債務者　熊谷　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４３９号
千葉県習志野市鷺沼３丁目15―29―202
債務者　西澤　康晴
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４４３号
東京都板橋区中板橋26―５　カプセルホテルロードワン内、住民票上の住所東京都板橋区小豆沢３丁目７―17―310
債務者　酒井　晋也（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４４５号
東京都江東区大島４丁目１－２―314
債務者　山内　雅雄
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４４６号
東京都江戸川区平井７丁目３－２―113
債務者　吉田　京子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４４７号
東京都西東京市芝久保町１丁目12―66―127
債務者　鈴木志直子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４５７号
東京都渋谷区初台１丁目28―５―102
債務者　星野　雅宏
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４６４号
東京都世田谷区代沢４丁目33―４―202
債務者　松田　一気
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６号
長崎県松浦市志佐町白浜免2019番地
債務者　林　　博美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
沖縄県中頭郡北中城村字熱田2070番地15　県営北中城団地３―102
債務者　翁長千恵子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３６号
石川県鳳珠郡穴水町字志ケ浦２字49番地４、従前の住所石川県金沢市松村７丁目52番地１Ｍアベニュー105号室
債務者　坂本　雅則
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第３７号
石川県珠洲市若山町出田33の部66番地
債務者　木下　節二
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時20分
金沢地方裁判所輪島支部